

特許法条約への加入等を目的とした特許法等の法令改正に伴う 審査基準の改訂について

1. 特許法条約について

特許法条約（Patent Law Treaty; PLT）は、各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化によって、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約であり、平成 12 年 6 月に採択され、平成 17 年 4 月に発効した。

我が国は特許法条約に加入していない。しかし、我が国の出願手続を他の締約国の手続と調和させ、我が国の企業等がより円滑に他の締約国において特許を取得できる環境を整える等の観点から、特許法条約への加入は必要である。現在、早期加入に向けて準備をしている（平成 27 年 6 月に国会承認済み）。

なお、締約国は、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア等の 36 箇国（平成 27 年 12 月現在）である¹。

2. 特許法等の法令改正について

特許法条約に加入するために、以下のとおり特許法等の法令を改正し、特許法条約において規定された手続を担保した。

（1）特許法第 38 条の 3（先願参照出願）の新設

特許法条約第 5 条(7)(a)では、特許出願の際に、先にされた出願の明細書及び図面を引用する旨を願書に表示することで、願書に明細書及び図面の添付がなくても、出願日が認定され得ることを規定している（参考資料 2－3）。

上記特許法条約の規定に準拠するため、特許法第 38 条の 3（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（先願参照出願））を新設した（参考資料 2－4）。

先願参照出願の制度の概要は以下のとおりである。

- 明細書及び図面の添付に代えて、過去に出願した特許出願（先の出願）の出願番号等を願書に記載して出願を行い、後日、明細書及び図面を提出すれば、原則として、願書の提出日を出願日と認定する。ただし、明細書及び図面に記載した事項が、先の出願の明細書、特許請求の範囲又

¹ 世界知的所有権機関（WIPO）ホームページ <http://www.wipo.int/treaties/en/ip/plt/>

は図面に記載した事項の範囲内でない場合は、出願日は、明細書及び図面の提出日に繰り下がる。

- 外国語書面出願、分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく出願には適用されない。

(2) その他の法令改正について

参考資料 2－1 を参照。

(3) 改正法の施行日について

改正特許法は、公布の日（平成 27 年 7 月 10 日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 28 年春頃を目途）に施行される。

なお、改正特許法施行規則の施行日は、改正特許法の施行日と同日となる予定である。

3. 「先願参照出願」の審査基準の新設（案）【審議事項】

「先願参照出願」の章を新設して、制度の概要、先願参照出願の要件及び効果、実体的要件についての判断（明細書及び図面に記載した事項が、先の出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内かどうかの判断）並びに実体的要件についての判断に係る審査の進め方について記載し、実体的要件についての判断は、新規事項の追加の例による旨を記載してはどうか（参考資料 2－2）。

4. その他の審査基準改訂

特許法及び特許法施行規則の改正に伴い、関連条文を引用した箇所等について、改正後の法令に合わせて更新する（参考資料 2－5）。

5. 改訂審査基準の運用開始時期について

改訂審査基準案は、従前と同様、パブリックコメント手続（意見公募手続）にかけ、その後、改正特許法の施行日から改訂審査基準の運用を開始する。

改訂審査基準は、運用開始日以降の出願に適用する。